

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

市民代表、交通事業者、行政関係者等を委員とする大竹市地域公共交通活性化協議会および住民主導の幹線交通検討分科会を開催し、住民の生活交通手段を確保し、地域活性化に貢献する適切な事業を選び出し、実証運行を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、企業広告等も含めた財源の検討など、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、大竹市コミュニティバス(幹線バス)運行事業、フィーダー交通システム運行事業、大竹・栗谷線再編事業、交通結節点整備事業、公共交通の利用促進活動を、今年度実施する事業として位置づけている。

大竹市コミュニティバス(幹線バス)運行事業、及びフィーダー交通システム運行事業については10月26日から実証運行を開始しており、12月末までの間に9,528人(4.44人/便)、278人の利用があった。

大竹・栗谷線再編事業は、と連携して実施しており、幹線バスとの乗り継ぎサービスを設定するなど、交通機関同士の連携促進を進めている。

交通結節点整備事業では、と連携してバス停留所を整備しており、また今年度中に、主要停留所へのベンチ整備を実施する予定である。

公共交通の利用促進活動では、広報誌を活用した情報提供の継続を図るとともに、ポスターや時刻表、ルートマップなど利用促進につながる公共交通関連情報を積極的に提供、さらに年度内に住民主導(ワークショップ形式)により利用促進ツールを作成予定である。

(別添の幹線バス利用者数データを参照)

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

幹線バス、フィーダー交通システムの実証運行については、運行委託事業者からの実績報告により利用者数を把握することとしているが、計画のとおり実施し、収益率に換算することで評価を行っている。ただし運行期間が十分ではないため、引き続き検証を進める。

また公共交通に対する満足度を、「大竹市の取り組みに関する満足度・重要度アンケート」並びに実証運行後の市民・利用者アンケートより把握するとしており、計画どおり市民・利用者アンケート調査を実施し、満足度及び問題・課題点の把握を行っている。なお、本年度の「満足度・重要度アンケート」は、実施日が実証運行前であったため、満足度については、次年度のアンケート調査に反映されるものと推計される。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

幹線バスの実証運行について、既存の路線バスと比較して非常に多くの利用がみられ、かつ利用促進事業により利用者は増加傾向にあることから、運賃収支率50%という目標を達成するために適切な事業であると判断される。また幹線バスおよびフィーダー交通システムの導入は、交通空白地帯における生活交通確保に有効であり、幹線バス利用者アンケート結果からの反応も良好であることから、市民の公共交通に対する満足度の向上という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

(別添の幹線バス利用者数データ、利用者アンケート結果を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p>
<p>幹線バスの実証運行については、利用者は増加傾向にあるものの、収支率は約33%（12月末現在）であり、サービス改善による収支率の向上が本格運行に向けての課題であり、問題点の検証を行ったものと認識している。</p> <p>フィーダー交通システムは、現在実証運行中の三ツ石地区をモデル地域として、他地域への普及が大きな課題であるが、地元住民の主体的な参画が不可欠であることから、意識の高い地域に対する意識啓発の継続が必要であると考えている。また、三ツ石地区フィーダー交通の実証運行については、幹線バスとの円滑な乗継にむけたダイヤの再編成や、1車あたりの乗車人数の一層の向上が課題であると認識している。</p>
<p>実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p>
<p>幹線バスの実証運行については、収支率向上に向けて利用者数の一層の増加を図ることが必要であり、今年度実施した利用者アンケート調査結果を踏まえ、また今後実施予定の通勤者アンケート結果をもとに、朝時間の増便など、利用者ニーズに見合ったサービス内容に改善を行う予定である。</p> <p>フィーダー交通システムは、モデル地域から他地域への展開を図るため、今年度から住民とともに具体的な導入システムや運営方法などについて、協議することを予定している。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p>
<p>平成22年度において路線バスの実証運行及びデマンドタクシーの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業（計画事業）による国費のほか、大竹市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、大竹市の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p>
<p>平成21年度におけるコミュニティバスの実証運行に関しては、住民組織の検討分科会により停留所の設置交渉やポスターの掲示依頼、街宣活動を行うなど自主的な取り組みが展開されている。また、フィーダー交通では地区住民全員を対象とした説明会・意見交換会の実施や、老人会だよりへの関連記事の掲載、横看板の設置など、利用促進により地域の交通を守る取り組みが積極的に行われている。なお、協賛金については、次年度において検討分科会を中心に沿線の医療機関や商業施設等へ依頼活動をすることで、合意している。</p>
<p>当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p>
<p>検討分科会において、総合事業（計画事業）による幹線バス及び地域乗合タクシーの実証運行の終了後に、幹線バス及び乗合タクシーが運行できるようにするためには、経費削減と利用促進による運賃収入の向上を前提としたうえで、企業協賛金や広告収入の確保に努めるべきとの意見が出され、その方法や取り扱い、候補となる施設などの検討が行われた。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p>
<p>法定協議会の運営要領が平成20年度第1回法定協議会で決定・制定されており、法定協議会の審議事項は、地域公共交通総合連携計画の策定に関する協議及び連携計画に基づく事業の実施、および地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること、市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関することと規定されている。また、幹線バスの具体的な運行内容は分科会を設置し審議を行っており、次年度も引き続き、事業の進め方について審議する予定である。</p>
<p>協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。</p>
<p>大竹市地域公共交通活性化協議会の構成員には、市民代表として市自治会連合会代表、および市自治会連合会女性部会代表の委員が含まれており、住民サイドの意見が反映されやすい体制を構築している。また分科会メンバーは、公募制を採用することで、広く一般市民が事業に参画できる体制を整えている。さらに、市民アンケート調査等を実施し、これらの結果を踏まえて協議会で審議・検討するなど、住民の意見が連携計画の推進に映される仕組みを確保している。（大竹市地域公共交通活性化協議会委員名簿、幹線交通検討会メンバー名簿を参照）</p>
<p>計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。</p>
<p>平成21年度第1回法定協議会においては、これまでの経緯および分科会による具体的な検討実施状況が承認され、それ以降の法定協議会では、計画事業の進捗状況が報告・審議されるなど、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。また実証運行の結果については、利用状況が落ち着いた時期での評価が望ましいと考え、概ね3ヶ月間データ(10月末～1月末)を活用し、次回第4回協議会において審議し、かつ計画事業の具体的な改善内容を審議予定である。</p>
<p>協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。</p>
<p>大竹市地域公共交通活性化協議会規約において、議事の傍聴は原則可能と明記している。さらに、開催日程を市ホームページで公開するとともに、毎回、住民等が傍聴に訪れている（第1回：4人、第2回：18人、第3回：3人）。また、会議資料及び議事録については、協議会后、市ホームページ等で速やかに公表するとともに、概要を広報誌に掲載している。</p>
<p>地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>
<p>幹線バスの実証運行開始が10月末であったことから、法定協議会において計画事業の実証運行期間を22年9月までとして承認を得ており、関係者の合意形成が行われたと考えている。（第3回活性化協議会資料「幹線交通実証運行実施計画」参照） 同時期に運行が開始された住民主導のフィーダー交通システムも、定期的に、自主的な検討会が開催される中で、住民の合意形成が図られている。なお次年度の具体的な実施方針は、市民や利用者アンケート結果、および実証運行結果(概ね3ヶ月データ)を用いて、次回第4回協議会において審議し、合意形成を図る予定である。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。